

担当事務所変更のお知らせ

平成31年4月1日から5年間、市営住宅の管理を行う指定管理者が決定しました。これに伴って、各種相談や届出等の受付を行う事務所が、次のとおり一部変更となりますのでご注意ください。

区名	平成31年4月1日からの担当事務所	平成31年3月31日までの担当事務所
鶴見区、 神奈川区	(株) 東急コミュニティー 横浜事務所 ☎ 311-0028 (夜間休日緊急修繕含む)	(一社) かながわ土地建物保全協会 横浜中サービスセンター ☎ 201-9968 (夜間休日緊急修繕) ☎ 212-1889
旭区	(一社) かながわ土地建物保全協会 鶴ヶ峰管理センター ☎ 459-9520 (夜間休日緊急修繕) ☎ 212-1889	(一社) かながわ土地建物保全協会 横浜北サービスセンター ☎ 933-0589 (夜間休日緊急修繕) ☎ 212-1889
緑区	(株) 東急コミュニティー 十日市場事務所 ☎ 983-0590 (夜間休日緊急修繕含む)	大成有楽不動産 (株) 十日市場事務所 ☎ 984-5403 (夜間休日緊急修繕) ☎ 03-3567-9243

共同生活のルールを守りましょう!!

- 犬・猫・鳥等の持込、飼育、及び餌付けは禁止されています。
- 生活音は、上下階や両隣に響きますので、十分注意しましょう。
- 自動車の不正駐車、自転車等の放置は絶対にやめましょう。
- 避難通路（ベランダ、共用廊下等）に物を置いてはいけません。
- 火元の管理には十分気を付け、火事に注意しましょう。
- ※火災保険への加入を推奨しています。
- 災害時の行動や集合場所等を確認し、災害に備えましょう。
- 住宅敷地内の清掃・草刈りや自治会活動に積極的に参加しましょう。
- 排水管等が詰まらないように、定期的に清掃をしましょう。
- 室内のカビの原因となる湿気をなくすために、部屋の換気を心がけましょう。

共益費の支払いは、入居者の皆さんの義務です

共益費の徴収については、管理運営委員会（自治会等）が行っています（借上型市営住宅は指定管理者が行っています。）。退去の際には、各指定管理者事務所だけでなく、管理運営委員会（自治会等）にも事前に連絡していただくようお願いいたします。

共益費とは？

共用部分の維持費のことです。例えば、共用部分の電気料、共同施設の水道料、共用排水管の定期清掃費等の経費です。共同住宅で生活するのに大切な費用となりますので、必ず期日までに支払いましょう。

退去時の修繕費用について

住宅を退去される際には、**入居者の負担で、畳の表替えやふすま・障子の張替え等が必要になります。**また、住宅の使用状況によって、その他の修繕費用が発生します。退去時に必要となる修繕の負担区分等については、各指定管理者事務所までお問い合わせください。

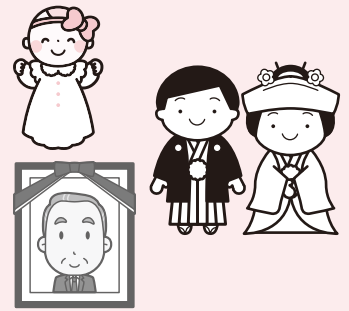
異動の手続きは必ずしましょう（住民票を異動しただけでは、お手続きは完了しません）

- 出生、死亡等で家族が増減したとき ●市営住宅から退去するとき
- 同居したい家族がいるとき ●家族のうちのどなたかが市営住宅から引っ越すとき
- 家族のうちのどなたかが姓を変更したとき

このような場合は、必ず各指定管理者事務所に連絡し、異動の手続きを行ってください。異動手続きを行わない場合は、住宅の不正使用により、住宅の明渡しを求める等入居者の不利益になることがあります。

また、市営住宅では同一世帯同一生計を原則としているため、世帯を分離しての居住は禁止です。

※名義の方が異動された場合は「入居承継」の手続きが必要となります。



入居承継基準が一部変更されました

横浜市営住宅条例施行規則の改正により、平成29年10月1日から、入居承継の基準が一部変更されました。変更後は、【①配偶者 ②高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者】が対象となります。②は、承継を受けようとする世帯が次の場合となります。

1. 母子世帯・父子世帯
2. 高齢者世帯
3. 障害者世帯
4. 公害病認定患者世帯
5. 低額所得者世帯
6. 引揚者世帯
7. 原爆被爆者世帯
8. 多子世帯
9. ハンセン病療養所退所者世帯
10. 子育て世帯
11. DV被害者世帯
12. 難病患者等世帯

※同居者の同居期間や、世帯収入などにより、上記に該当する世帯でも承継の対象外となることがあります。

家具転倒防止について

入居者が自らの責任において家具の転倒防止等の対策を行ってください。壁に穴を開けた場合は、退去する際に原状回復費が生じることがあります。



住宅の修繕等に関するお問い合わせについて

住宅の修繕や手すりの設置等についての相談は、各指定管理者事務所にお問い合わせください。

また、共同施設に異常が発生した場合（給水ポンプが停止して水が出なくなった、エレベーターが故障しているなど）は、担当事業者または各指定管理者事務所（※）に連絡してください。

※市営住宅の各棟に少なくとも1か所に「施設管理連絡先表示プレート」が設置されており、担当事業者・各指定管理者事務所が表示されています。

入居中の変更手続き等について

以下の変更手続き等については、各指定管理者事務所まで届け出てください。

- 連帯保証人の変更等
連帯保証人を変更したい場合や連帯保証人の住所、氏名等に変更があった場合は、それぞれ届出が必要になります。
- 緊急連絡先の変更
緊急連絡先の方の住所や電話番号に変更があった場合、速やかに届出してください。
- 入居の変更
加齢や病気等により階段の昇降が困難になり低層階やエレベーターが設置されている住宅に変更を希望する場合等、所定の要件を満たす場合に、例外的に入居住宅の変更の申請ができます。なお、変更先の住宅は、原則として現在と同一の住宅です。
- 住宅の併用使用
市営住宅を住宅以外の用途で使用する場合、申請が必要です。なお、申請が承認される場合として、個人タクシーの営業や、身体障害者の方が営まれる、あんま、はり、灸等や、盲導犬を使用する場合があります。

～自治会の活動事例紹介～

上飯田住宅自治会では、地域コミュニティの活性化のため、次のような取組を行っています。

- ・地域住民による見守り（階段単位での日頃の見守り、コミュニティカフェ、身近な相談所など）
- ・カワセミサークル（コーラス、健康体操、ウォーキングなど）
- ・はなみずきの会（手芸など）
- ・さわやか脳トレーニング（体操、言葉遊びなど）



使用料(家賃)の見直しや減免の制度があります

【お問い合わせ先：各指定管理者事務所】

再認定

失職・廃業・転職・収入のある人の死亡・転出など、世帯の収入が著しく減少したときに、収入認定額を見直す制度です。再認定後の収入によって再計算することで、使用料(家賃)の額が下がる場合があります。(変わらない場合もあります。)

また、婚姻歴がなく未婚の母または父となり生計を一にする20歳未満の子がいるひとり親世帯については、寡婦(夫)控除のみなし適用を受けられる場合がありますのでご相談ください。

特別減免

重度の障害がある方がいる世帯が対象です。収入基準(認定月額214,000円以下)を満たしている場合に、申請に基づき、使用料(家賃)の2分の1を減免する制度です。

重度の障害がある方が長期入院や施設入所された場合や、等級改善された場合など、減免対象となる方が市営住宅に実際にお住まいでなくなった場合には、その翌月から減免の対象外になります。必ず指定管理者事務所にお申し出ください。

※お申し出が遅くなった場合も、減免対象外となった月に遡って減免が廃止されます。速やかにお手続きください。

対象となる障害等の内容と等級等

身体障害者手帳	1級、2級
愛の手帳	A1、A2
精神障害者保健福祉手帳	1級
障害基礎年金	1級
戦傷病者手帳	特別項症～第6項症、第1款症
原子爆弾被爆者	厚生労働大臣の認定
寝たきりの高齢者	要介護の認定を受けている寝たきりの高齢者

一般減免

病気療養や災害等により世帯収入が一時的に著しく減少した場合に、直近3か月の平均収入と生活保護基準を比較して、住宅使用料(家賃)の全額又は一部の免除を決定します。

1回あたり6か月まで可能で、市営住宅入居中の全期間通算で、合計12か月間のみ対象となる制度です。

【減免対象となる収入減少の理由】

- ◆収入のある方が失職したとき
- ◆病気等で長期にわたる療養を必要とし、その費用がかさんだとき
- ◆災害による著しい損傷を受けた時
- ◆その他前記に準ずる特別な事情があるとき

再認定と減免は、承認されると申請をした月の翌月の使用料(家賃)から対象となります。なお、使用料(家賃)の滞納があると減免申請はできません。また、承認後、使用料に滞納が発生した場合には、減免承認が取消になる場合があります。

重要

【住宅使用料のお支払いについて】

- 住宅使用料は、**必ず納期限(各月の末日。休日の場合は次の平日)までに納めてください。**
滞納(期限までに納めないこと。)が続くと、**最終的には市営住宅から退去していただく**ことになります。
※平成31年4月の納期限は連休後の5月7日(火)です。口座振替も5月7日ですのでご注意ください。
- 住宅使用料のお支払いにお困りのときは、早めに「各指定管理者事務所」にご相談ください。
収入が激減した場合等は、使用料の額の見直しが受けられる場合があります。
- 市営住宅の使用料は、周辺の民間家賃より低額で、**各世帯の収入に見合った額**となっています。
- 市営住宅使用料を**3か月滞納すると、駐車場の使用許可は取り消されます。**

特別減免対象者が不在になる場合は、必ずご連絡ください!

住宅使用料及び駐車場使用料の特別減免の制度は、重度の障害をお持ちの方が実際に市営住宅にお住まいの場合に、各使用料を減免する制度となっております。

減免の対象となる方が、長期間(1か月程度)ご不在となった場合には、ご不在になった時点に遡って特別減免を廃止し、差額の使用料を請求することとなります。(差額は原則一括でのご納付となります。一括納付が難しい場合は、裁判所を介しての分納誓約を結んでいただきます。)

該当する方は、早急に各指定管理者事務所へお問い合わせください。

各指定管理者事務所 お問い合わせ先

平成31年4月1日から
指定管理者事務所が
一部変更となります。

※お問い合わせは、お住まいの区を担当する各指定管理者事務所までお願いします。

※ほとんどの事務所には駐車場がありません。車での来所はお控えください。

鶴見区 神奈川区 にお住まいの方

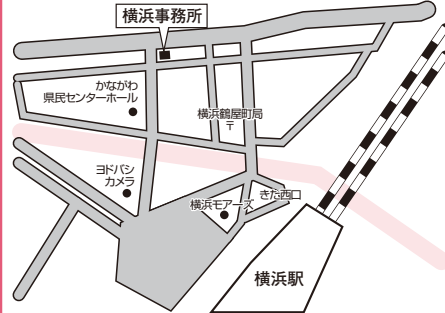
横浜事務所 (株東急コミュニティー)

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-22-3
伊藤ビル 503 号室

TEL 311-0028 FAX 311-0029

※緊急の夜間(17:45~8:45)・休日の修繕含む

●交通：JR各線・東急東横線・みなとみらい線・京浜急行「横浜駅」(きた西口)より徒歩3分
相鉄本線・地下鉄ブルーライン「横浜駅」(10B出口)より徒歩6分



※平成31年4月1日から

西区 中区 南区 保土ケ谷区 にお住まいの方

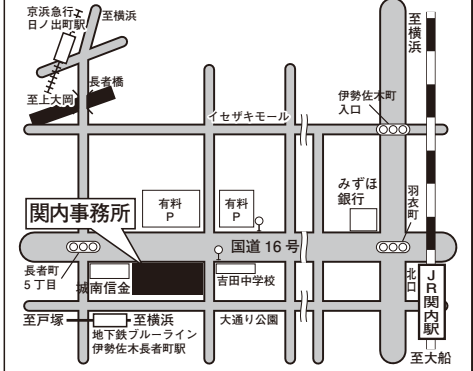
関内事務所 (株東急コミュニティー)

〒231-0033 横浜市中区長者町 5-85
三井横浜ビル 8 階

TEL 243-6791 FAX 243-6792

※緊急の夜間(17:45~8:45)・休日の修繕含む

●交通：地下鉄ブルーライン「伊勢佐木長者町駅」より徒歩3分
JR根岸線「関内駅」(北口)より徒歩5分
京浜急行「日ノ出町駅」より徒歩9分



港南区 戸塚区 にお住まいの方

野庭事務所 (横浜市住宅供給公社)

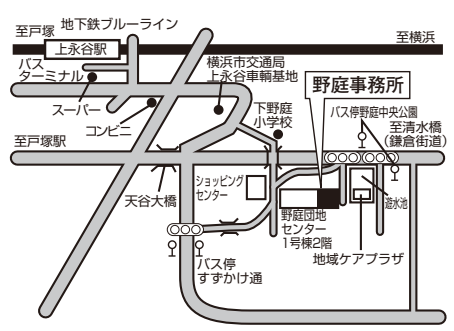
〒234-0056 横浜市港南区野庭町 611-1-209 野庭団地内

TEL 842-1999 FAX 846-5401

修繕専用電話 TEL 451-7765

※緊急の夜間(17:15~8:45)・休日の修繕含む

●交通：地下鉄ブルーライン「上永谷駅」より徒歩20分
上永谷駅より市営バス港南台駅行「すずかけ通」下車徒歩5分
京浜急行上大岡駅より市営バス野庭中央公園行終点下車徒歩5分



旭区 にお住まいの方

鶴ヶ峰管理センター ((一社)かながわ土地建物保全協会)

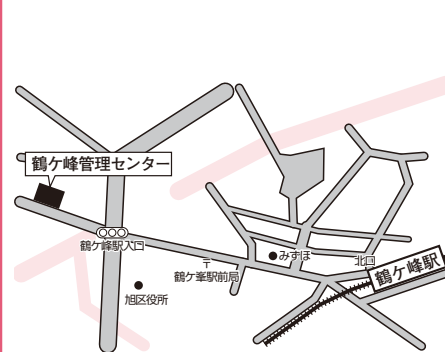
〒241-0021 横浜市旭区鶴ヶ峰本町 1-34-14

サンシティ赤坂 I 1 階

TEL 459-9520 FAX 959-5720

緊急の夜間(17:30~8:30)・休日の修繕 TEL 212-1889

●交通：相鉄本線 鶴ヶ峰駅 徒歩7分



※平成31年4月1日から

磯子区 金沢区 栄区 にお住まいの方

横浜南サービスセンター ((一社)かながわ土地建物保全協会)

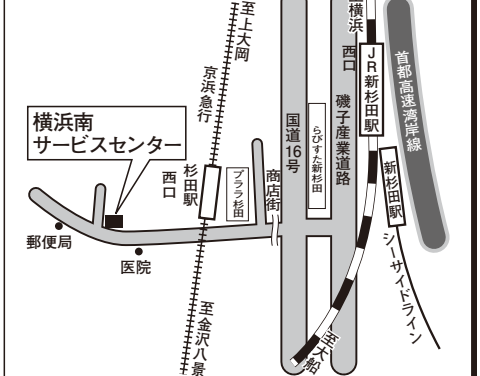
〒235-0033 横浜市磯子区杉田 2-4-9

サイトウハイツ 1 階

TEL 778-4426 FAX 778-4428

緊急の夜間(17:30~8:30)・休日の修繕 TEL 212-1889

●交通：京浜急行「杉田駅」(西口)より徒歩5分
JR根岸線・シーサイドライン「新杉田駅」(西口)より徒歩12分



港北区 青葉区 都筑区 にお住まいの方

中川事務所 (株東急コミュニティー)

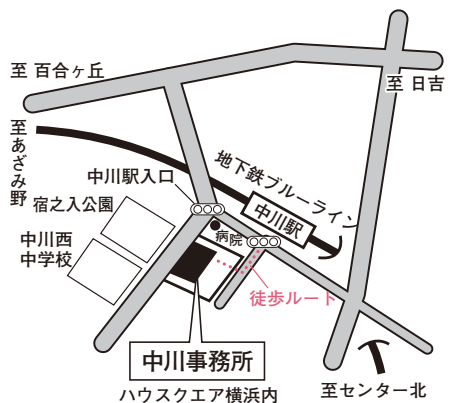
〒224-0001 横浜市都筑区中川 1-4-1

ハウスケア横浜内 住まいの情報館 3 階

TEL 910-1840 FAX 910-1694

※緊急の夜間(17:45~8:45)・休日の修繕含む

●交通：地下鉄ブルーライン「中川駅」より徒歩5分



緑区 にお住まいの方

十日市場事務所 (株東急コミュニティー)

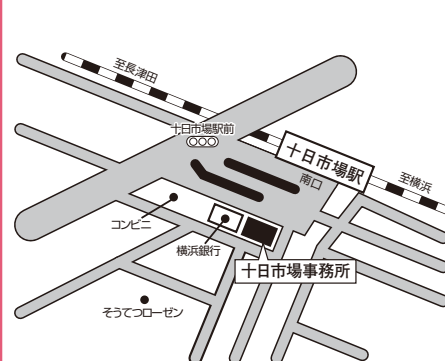
〒226-0025 横浜市緑区十日市場町 805-1

佐藤ビル 404 号室

TEL 983-0590 FAX 983-0591

※緊急の夜間(17:45~8:45)・休日の修繕含む

●交通：JR横濱線「十日市場駅」(南口)より徒歩1分



※平成31年4月1日から

泉区 瀬谷区 にお住まいの方

三ツ境事務所 (横浜市住宅供給公社)

〒246-0021 横浜市瀬谷区三ツ境町 215 楽老ハイツ内

TEL 391-9661 FAX 391-9668

修繕専用電話 TEL 451-7765

※緊急の夜間(17:15~8:45)・休日の修繕含む

●交通：相鉄本線「三ツ境駅」(北口)より徒歩7分

